

平成 26 年度中小企業支援計画(案)

I. 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境と課題

「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の 3 本の矢からなるアベノミクスによって、日本経済は長引くデフレからの脱却に向かい、行き過ぎた円高も是正されている。政権発足後の GDP 成長率は 5 四半期連続でプラス成長を続けており、日本経済は「マイナス」から「プラス」へと転換している。

こうした中、地域の中小企業・小規模事業者の多くは、まだ景気回復を実感できてはいない。全国 385 万の中小企業、中でもその 9 割を占める小規模事業者は、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在であり、経済の好循環を実現し、全国津々浦々の事業者まで行き届かせることが必要である。そのため、地域の面的広がりを持った裾野の広い中小企業・小規模事業者政策等に取り組んでいくことが国、都道府県（政令で指定する市を含む。以下同じ。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、中小機構という）に求められる。

中小企業・小規模事業者政策には大きく 4 つの課題がある。

第一にイノベーションの推進。大企業の厳しい要求に高い技術力で応えてきた中小企業・小規模事業者支援策として、平成 25 年度補正予算においても、例えば、「ものづくり補助金」の対象分野を商業・サービス業にも広げるとともに、「中小企業投資促進税制」の拡充や「創業補助金」の継続等を行った。また、本年 2 月から運用を開始した「経営者保証に関するガイドライン」は、経営者の個人保証に依存してきた従来の融資慣行を改善する画期的な内容となっている。これらを通じ、引き続き中小企業・小規模事業者による新たな需要の掘り起こしや新陳代謝の促進に向け、中小企業・小規模事業者の段階に応じたきめ細やかな支援に取り組んでいく必要がある。

第二に小規模事業者対策。中小企業政策審議会小規模企業基本政策小委員会を全 7 回開催し、小規模事業者に焦点を当て、「事業の持続的発展」を基本原則と位置づける「小規模企業振興基本法案」、地域ぐるみで小規模事業者を支援する体制を全国に整備する「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案」を提出した。引き続き小規模事業者への支援を充実させていく必要がある。

第三に消費税転嫁対策。消費税率引上げに伴い、立場の弱い中小企業・小規模事業者が消費税率引上げ分を適切に転嫁できるよう、全国に 474 名配置した転嫁対策調査官による、転嫁拒否行為等の監視、取締り等を徹底して行うと

ともに、中小企業・小規模事業者の親事業者に対して、取引条件の改善の働きかけなどを行う必要がある。

第四に被災地の復旧・復興。東日本大震災から3年を迎え、一定程度の復旧は進んでいるものの、土地の嵩上げ工事の遅れなどを背景として復旧が遅れているところも存在している。こうした被災地の復旧を一日も早く進めるとともに、施設・設備等のハード面の支援のみならず、ハード復旧後の事業活動の再開から売上げの安定に至るまでのソフト面での支援も重要である。

以上の課題に対し、適切な支援施策を講じることで、中小企業・小規模事業者の成長や持続的発展を図ってまいらる。

II. 中小企業・小規模事業者の支援に関する基本方針

前述の中小企業・小規模事業者政策の課題・現状認識を踏まえつつ、支援体制の充実を取り組むべき課題の中心に据え、その上で、後述する各種支援策の充実や事業者へのさらなる浸透、さらには各省庁や自治体の施策の糾合等も図っていくこととする。

支援体制の充実に向けては、まず、平成24年8月に創設された中小企業経営力強化支援法により認定された、認定経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）をこれまで（平成26年4月1日時点）に税理士や金融機関など21,174機関を認定し、支援の担い手の裾野の拡充を図ってきた。

認定支援機関は、中小企業・小規模事業者に対して、施策の情報提供に加えて、「ものづくり補助金」や「創業補助金」の事業計画策定支援を行うなど、一定の成果を上げている。

こうした認定支援機関に対しては、経営改善支援や事業再生支援に向けたノウハウやスキルの向上等を図る研修を引き続き実施していくとともに、他の支援機関のモデルとなる優良機関の取組の公表や中小企業・小規模事業者が最適な支援機関を選定できる体制の整備を通じ、認定支援機関制度が事業者にとってよりよい仕組みとなるよう取り組んでいく。

また、中小企業・小規模事業者の経営課題が複雑化・多様化する中、中小企業・小規模事業者の支援ニーズに対応するためには、各地域で支援機関が一体となって中小企業・小規模事業者支援に取り組むことが重要である。地域で一体となった支援体制を強化するために、平成26年度から、地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者からの様々な経営相談に対応する「よろず支援拠点」を各都道府県に整備する。各拠点では、①解決が困難な経営相談に対応する総合的・先進的アドバイスの実施、②中小企業・小規模事業者の個

別の課題に応じた適切な支援チームの編成、③相談内容に応じて適切なサポートを行える専門家等を紹介できるワンストップサービス等を行うこととしている。

さらに、小規模企業振興基本法案、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の改正により、商工会・商工会議所が行う支援は、記帳指導等のみならず、厳しい環境におかれた小規模事業者が持続的に事業を発展させていくために行う創意工夫の取組、すなわち「経営の発達」に向けた支援に重点的に取り組むこととしている。具体的には、①経営状況の分析、②事業計画の策定と実施の支援、③マーケティングなど市場調査の支援、④展示会等の開催により事業機会の拡大を一体的に行うもので、身の丈にあった創意工夫の取組も対象としており、経営革新よりも幅広い概念で小規模事業者を支援する。

このように、地域の中小企業・小規模事業者に対して、個々の事業者の経営状況や、地域や業種の特性などを踏まえつつ、支援情報や支援施策を適切かつ迅速に提供するため、国はよろず支援拠点や認定支援機関、商工会・商工会議所等の支援体制の整備、強化を進める。

一方、都道府県や中小機構においても、よろず支援拠点や認定支援機関、商工会・商工会議所等の支援機関に対する積極的な支援や情報提供・助言等の協力、個別の事業者支援に際しての連携等を行うことが求められる。また、各省庁や自治体の施策を組み合わせ、適切な支援に取り組むことが求められる。

なお、本支援計画の策定に当たっては、国、都道府県及び中小機構が、「対話と協力」という基本的な考え方の下で情報交換を行い、それぞれの施策について理解を深め、適切な役割分担の下で緊密に連携し、施策の効果の最大化を目指すことが重要である。

本支援計画をもとに、都道府県において地域の特性を踏まえた多様な取組みが行われていくことを考えれば、「対話と協力」の重要性は引き続き高まっていくものである。

Ⅲ. 国の事業

1. 事業の実施体制

国においては、国の各支援事業の実施に当たって、都道府県、中小機構の支援事業と適切な役割分担の下で緊密に連携し、よろず支援拠点や認定支援機関等を有効活用しつつ、中小企業・小規模事業者の経営課題にきめ細かく対応する。また、支援事業の実施状況や成果を把握するとともに、実施者や関係者か

ら意見を聴き、中小企業・小規模事業者にとって使い勝手がよい事業となるよう、不断の見直しを行う。

2. 事業の概要

平成25年度補正予算や平成26年度予算に基づく各支援事業を、上記の観点を踏まえて、以下のとおり実施する。

(1) イノベーションの推進

①ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業

126.0億円（新規）

(ア) 戦略的基盤技術高度化支援事業

中小企業・小規模事業者が大学、公設試等の研究機関等と連携して行う、製品化につながる可能性の高い研究・開発及び販路開拓への取組を一貫して支援する。

(イ) シーズ発掘・橋渡し研究事業

大学等に眠っている知の活用を加速するため、事業シーズの発掘及び橋渡し研究に対する支援を行う。

②中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業

1,400.0億円（平成25年度補正）

革新的なものづくり・サービスの提供等にチャレンジする中小企業・小規模事業者に対し、地方産業競争力協議会とも連携しつつ、試作品開発・設備投資等を支援する。

③特許等取得活用支援事業

21.9億円

中小企業等が企業経営の中でノウハウを含めた知的財産活動が円滑にできるよう中小企業におけるアイデア段階から事業展開までの知的財産権に関する悩みや課題をその場で解決するため、都道府県ごとに知的財産に関する相談を一元的に受け付ける専門の相談窓口（以下、「知財総合支援窓口」という。）を設け、同窓口で解決を支援する専門人材を配置してワンストップで解決支援を行う。

④中小企業外国出願支援事業

4.6億円

中小企業の戦略的な外国出願を促進するため、外国への事業展開等を計画している中小企業による外国出願（特許、実用新案、意匠、商標に関する出願をいう。以下同じ。）を支援する。

⑤中小企業海外侵害対策支援事業

0.6億円（新規）

中小企業の海外での適時適切な権利行使を促進するため、ジェトロを通じて、海外で取得した産業財産権の侵害を受けている中小企業による現地侵害調査から行政摘発までの侵害対策を支援する。

⑥中小企業・小規模事業者海外展開支援事業費

8.0億円（平成25年度補正）

ジェトロ及び中小機構が連携し、海外販路や技術等を有する外国企業とのマッチングや、ASEAN等での展示会・商談会の開催を通じ、海外販路開拓を支援するとともに、中小企業海外展開現地支援プラットフォームにより海外での法務・労務等の課題解決や移転・撤退等を支援する。

⑦中小サービス業等海外現地人材育成支援事業

15.0億円

（平成24年度補正（平成25年補正により）基金設置期限延長）

中小サービス業等の海外展開を加速化させるため、中小サービス業等が海外現地事業を担う中核人材を日本で育成する取組等に対し支援する。

⑧中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業

22.8億円（新規）

ジェトロ及び中小機構が連携し、海外市場等に関する情報提供を行うとともに、国内外の展示会出展や海外展開の実現可能性調査などの支援を行う。加えて、新たに海外での常設展示場を設置するなど、中小企業・小規模事業者の海外展開を戦略的に支援する。

⑨中小企業・小規模事業者連携促進支援事業

10.8億円（新規）

新事業活動促進法や農商工連携促進法に基づき、中小企業・小規模事業者等が連携して行う新商品開発や販路開拓等を支援する。

⑩中小企業海外高度人材育成確保支援事業

0.48億円

日系中小企業と現地の大学・高等専門学校等との協力の下、現地でのジョブフェア及び企業文化講座を実施し、日系中小企業の海外における高度人材の育成・確保を支援する。

⑪事業引継ぎ支援センターの全国展開

44.4（億円）の内数

課題の解決に向けた適切な助言、情報提供及びマッチング支援等をワンストップで行う「事業引継ぎ支援センター」を全国展開するとともに、親族内承継に対する支援を強化。

⑫創業促進補助金（事業者向け）

44.0億円の内数（平成25年度補正）

創業初期の資金繰りを支援するため、女性や若者等の新たな需要を創造する新商品・サービスを提供する創業に対して費用の一部を支援する。

⑬創業促進補助金（創業支援者向け）

44.0億円の内数（平成25年度補正）

産業競争力強化法における創業支援事業者が、認定創業支援事業計画に基づき行う創業支援の取組を支援する。

（2）小規模事業者に焦点を当てた施策の展開

①中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

41.2億円（新規）

地域の支援体制を強化するため、様々な経営課題を解決するための具体的なアドバイス、支援機関等の連携促進等を行う「よろず支援拠点」を各都道府県に整備するとともに、個別具体的な経営課題に対応するために専門家派遣を実施。また、支援ポータルサイト「ミラサポ」を通じた経営相談等の体制を構築。

②小規模事業者等 JAPAN ブランド育成・地域産業資源活用支援事業

14.6億円（新規）

農林水産品や伝統工芸品などの地域の資源を活用し、（i）小規模事業者等が連携して行う世界に通用するブランド確立のための海外販路開拓等の取組や、

(ii) 小規模事業者等が地域資源活用促進法に基づき行う商品開発等の取組を支援する。

③小規模事業者販路開拓・支援基盤整備事業（パッケージ型海外展開支援事業）

12.5億円の内数（平成25年度補正）

海外市場獲得を目指す中小企業・小規模事業者が自社のホームページを活用して海外に向けて情報発信し、新たな海外販路の構築や海外販売の強化を効果的に進められるよう支援を行う。

④小規模事業者等人材・支援人材育成等事業

3.1億円（平成25年度補正）

(ア) 小規模事業者等人材育成事業

小規模事業者等の事業の活性化を図るため、製造現場における中核人材に対する支援、企業間での出向等による人材育成に対する支援を行う。

(イ) 小規模事業者等支援能力等向上事業

小規模事業者等への支援体制や機能の強化についての重要性も増していることから、認定支援機関の更なる支援能力向上支援を行う。

⑤小規模事業対策推進事業

うち 経営安定特別相談事業

0.4億円

経営の危機に直面した中小企業の経営上の様々な問題の解決を図るため、全国の都道府県商工会連合会及び主要商工会議所に設置されている「経営安定特別相談室」での中小企業の相談対応を円滑に実施するために全国商工会連合会及び日本商工会議所が行う指導事業等に対して支援する。

⑥中小企業連携組織対策推進事業

うち、指導機関等関連事業及び中小企業活路開拓調査・実現化事業

4.5億円

個々の経営資源に限界のある中小企業・小規模事業者にとって連携して事業活動を行うことが有効であり、そのため、中小企業連携組織支援の全国組織である全国中小企業団体中央会が実施する、各都道府県中小企業団体中央会で連携・組織化を現場で推進する指導員等に対する研修会の開催等や、中小企業・小規模事業者が単独では解決困難な問題に取り組む中小企業組合等への助成事業などについて支援する。

⑦中小企業・小規模事業者人材対策事業

281.8億円

(平成24年度補正(平成25年補正により)基金設置期限延長)

中小企業・小規模事業者の優秀な人材確保のため、中小企業・小規模事業者が実施する職場実習を支援するほか、学生との日常的な顔が見える関係作りから、新卒者等の採用・定着までを一貫して支援する。

⑧指導事業

2.7億円

商工会及び商工会議所が小規模事業者に対して行う経営改善普及事業を円滑かつ効果的に実施するため、全国商工会連合会及び日本商工会議所が商工会等に対して行う指導や情報の収集及び提供等に係る事業に対して支援する。

⑨地域力活用市場獲得等支援事業

121.0億円(平成25年度補正)

我が国の中小企業・小規模事業者のほとんどは経営資源(資金・人材)が不足していることから、全国にネットワークを持ち、地域に密着している商工会・商工会議所を活用しながら、人口減少や高齢化などによる地域の需要の変化に応じた持続的な経営に向けた取組や財務基盤の強化等を総合的に支援し、地域の原動力となる中小企業・小規模事業者の活性化を図る。

また加えて、中小機構・地域本部、商工会・商工会議所等による窓口相談や専門家派遣等を通じて、「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進を図る。

⑩地域力活用新事業創出支援事業

14.6億円(新規)

各地の商工会・商工会議所等を通じて、地域資源を活用した新製品開発、全国的な販路開拓など、地域の小規模事業者が、全国規模のマーケットを狙って新事業を展開する取組みを支援する。また、各地の商工会・商工会議所を通じて、上記取組の中核となる人材を養成し、小規模事業者や地元自治体等が一体となって行う、まちづくり・むらおこし、コミュニティビジネス等の、取組みを支援。

⑪地域創業促進支援事業

7.5億円(新規)

全国300箇所「創業スクール」を開催し、創業予備軍の掘り起こしをはじめ、創業希望者の基本的知識の習得からビジネスプランの作成までを支援する。

⑫小規模事業者支援人材等育成事業

2. 7億円（新規）

小規模事業者を支援する経営指導員が、個々の小規模事業者の強みを分析し、その強みに応じた対策を提案・実行できるようにするため、全国各地で研修を行うとともに、特に先進的な支援機関において、経営支援等のノウハウを体得する機会を提供。

⑬地域商店街活性化事業

5.3億円（平成25年度補正）

商店街組織が地域コミュニティの担い手として実施する、消費税の税率引上げに対応した恒常的な商店街の集客力・販売力の向上に資するイベントとともに、次世代の人材育成など、イベントの効果を持続的・効果的なものにする取組を支援する。

⑭地域商業自立促進事業

3.9億円（新規）

次世代のリーダー育成等により商店街組織の体質強化につながる取組、インキュベーション施設の整備、空き店舗への店舗誘致や店舗の集約化による商店街のコンパクト化等を支援し、商店街の新陳代謝を進める。

⑮中小企業再生支援協議会事業

44.4億円（新規）

各都道府県に設置されている中小企業再生支援協議会において、財務上の問題を抱えた中小企業・小規模事業者や事業引継ぎを行おうとする中小企業・小規模事業者に対して、支援を行う。

⑯中小企業再生支援協議会の機能強化

3.5億円（平成25年度補正）

中小企業再生支援協議会の体制強化及び中小企業再生支援全国本部の機能拡充等を行い、中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生を支援する。

⑰認定支援機関による経営改善計画策定支援

405.0億円

（平成24年度補正（平成25年補正により）基金設置期限延長）

認定支援機関による中小企業・小規模事業者への経営改善計画策定やフォローアップ等を支援し、経営改善を促進する。

⑱認定支援機関向け経営改善・事業再生研修事業

0.2億円

認定支援機関を対象として、経営改善・事業再生計画の策定支援に必要な専門知識を習得するための研修を実施し、経営改善の支援能力を強化していく。

⑲下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業

7億円

親事業者の生産拠点が閉鎖または、閉鎖が予定されている地域の下請小規模事業者等が行う、新分野への進出等による取引先の多様化のための設備導入・展示会出展等の費用の一部を補助する。

また、下請中小企業グループが、メンバー相互の経営・技術のノウハウを活用して行う、下請構造からの自立化のための取組に対し、連携体構築に係るソフト事業、共同受注用の生産工程管理システムの構築・設備導入・展示会出展等の費用の一部を補助する。

⑳中小企業取引適正化対策事業委託費

(ア) 下請かけこみ寺

3.8億円

全国48箇所に設置した「下請かけこみ寺」において、下請取引に係る各種相談への対応や、裁判外紛争解決（ADR）手続による問題解決を図るとともに、下請適正取引等の推進のためのガイドラインの普及啓発等を実施する。本事業を全国規模で実施するに当たっては、中小企業へのサービスを徹底するため、下請取引に専門的知見を有する各都道府県の下請企業振興協会等との連携を図る。

(イ) 下請取引改善事業

0.8億円

下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）の違反を未然に防止する観点から、親事業者の調達担当者等を対象とした講習会を実施する。

(ウ) 官公需情報提供事業

0.3億円

国、独立行政法人等がホームページで公開している発注情報を自動検索で収集、データベース化し、中小企業が自らのニーズ（地域別、発注品目別等）に合わせて絞り込むことで、簡易に発注情報を入手できる「官公需ポータルサイ

ト」の運営や、発注事例や受注事例の中から他のモデルとなる事例を収集し、他の発注者や受注者に情報提供を行う。

(3) 消費税引上げに伴う監視・取締り体制

①消費税率引上げに向けた総合的な対策

34.6億円(平成25年度補正)

消費税率の二段階にわたる引上げや制度変更の円滑な実施のため、中小企業団体等と連携して、講習会・フォーラムの開催、相談窓口の設置や専門家による出張相談を通じたきめ細かいサポート、パンフレット等による周知等を行う。合わせて、転嫁状況等に関する各種調査を実施する。

②消費税率引上げに伴う取引状況監視・検査の徹底

19.8億円

消費税の円滑かつ適正な転嫁を行うため、悉皆的な書面調査を実施するなど、転嫁対策調査官474人体制で積極的な情報収集を行い、監視・取締りを実施する。

(4) 被災中小企業・小規模事業者の復旧・復興支援

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業(グループ補助金)による被災施設・設備の復旧・整備の支援などに加え、二重債務問題対策等をはじめとして、被災中小企業等の経営支援、経営資源の確保に努める。

①中小企業組合等共同施設等災害復旧事業

204億円(平成25年度補正)

220.7億円(平成26年度当初)

東日本大震災により甚大な被害を受け、特に復興が遅れている地域(岩手県、宮城県、福島県の津波浸水地域及び福島県の避難指示区域等)を対象に、中小企業等グループが作成した復興事業計画に基づく施設の復旧等を支援。

②産業復興相談センターにおける再生支援の継続

35.0億円

被災各県の中小企業再生支援協議会の体制を拡充して設置した産業復興相談センターにおいて、引き続き被災事業者からの相談等に応じるとともに、必要に応じて、再生に向けた事業計画の策定支援等も行う。

③特別相談窓口等の継続

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小機構及び経済産業局に設置している特別相談窓口において、被災中小企業者等からの経営・金融相談等にきめ細かく対応する。

④中小企業電話相談ナビダイヤルの継続

どこに相談したらよいか困っている中小企業・小規模事業者のために、一つの電話番号で最寄りの経済産業局につながる「中小企業電話相談ナビダイヤル」を設置。

IV. 都道府県の事業

1. 事業の実施体制

都道府県においては、国との緊密な連携と適切な役割分担の下で積極的に事業の実施に努めるとともに、地域の認定支援機関等との十分な連携のもとに地域の経済及び実情を踏まえた支援措置の効果を最大限発揮するよう事業の実施に努めることが期待される。加えて、その効果をより確実なものとするため、国の事業との相乗効果を図りつつ、以下に例示する支援事業等の実施や、中小企業・小規模事業者に対する適切な支援が確保されるよう必要な予算の確保に加え、各種支援策のさらなる周知に努めることを期待する。

また、各都道府県に設置した「よろず支援拠点」と連携し、中小企業・小規模事業者の多様な経営課題等の相談に対応することが求められる。

2. 事業の概要

(1) イノベーションの推進

①都道府県中小企業支援センター事業

都道府県中小企業支援センターが実施する、中小企業・小規模事業者の抱える専門的な経営課題解決のための相談事業、専門家派遣事業、情報提供等事業、研修事業等。

②中小企業・小規模事業者及び支援機関の人材確保・育成支援

(ア) 支援人材能力開発事業

地域における中小企業支援機関の支援担当者の能力強化に係る研修事業。

(イ) その他中小企業・小規模事業者の人材確保・育成に係る支援事業。

③中小企業連携組織対策事業

組合等の活性化に資する事業を円滑かつ効果的に実施するため、都道府県中央会指導員等の人材育成事業や各組合等の実施している取組事例、官公需に関する情報等を収集・加工し、各組合等に広く情報提供する事業。

④その他の経営基盤の強化に資する事業

その他、地域の実情に応じ、必要となる支援事業。

⑤経営革新支援事業

中小企業の経営革新を促進するため、中小企業新事業活動促進法に基づき、経営革新計画の承認を受けた中小企業・小規模事業者等が当該計画に従って行う経営革新の取組を支援する事業。

⑥その他の経営の革新や新事業展開、創業への支援事業

その他、地域の実情に応じ、地域資源活用、農商工連携などの新たな事業の取組に加え、海外展開に挑戦する中小企業・小規模事業者に対する支援や創業者の段階に応じた支援事業。

(2) 小規模事業者に焦点を当てた施策の展開

①中小小売商業の振興支援

(ア) 商店街振興組合指導事業

都道府県商店街振興組合連合会が各商店街振興組合等に対し指導等を行う事業。

(イ) その他の中小小売商業の振興に係る支援事業。

②経営改善普及事業

全国の商工会、商工会議所及び都道府県商工会連合会が実施する、小規模事業者からの様々な相談に対するきめ細かな対応や、ニーズに応じた専門家の派遣、若手後継者等の人材育成の推進など、小規模事業者の経営改善や経営革新を支援するための事業。

③小規模企業者等設備資金貸付・設備貸与事業

小規模企業者等の創業及び経営基盤強化に必要な設備の導入を促進するための設備資金の無利子貸付並びに設備の割賦販売及びリースの事業。

④その他小規模事業者の経営力向上等に対する支援事業。

(3) 消費税転嫁対策を含む中小企業・小規模事業者の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化

①消費税転嫁に関する情報受付窓口設置

消費税転嫁対策特別措置法に違反する行為の防止及び是正を徹底するため、違反行為に関する情報の収集や事業者に対する指導または助言等を行う事業。

②経営安定特別相談事業

経営の危機に直面した中小企業・小規模事業者の円滑な問題解決を図るため、全国の都道府県商工会連合会及び主要商工会議所に「経営安定特別相談室」を設置し、中小企業・小規模事業者からの相談に応じる体制を整備する事業。

③その他の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化に資する事業

その他、地域の実情に応じ、中小企業・小規模事業者の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化のために必要となる事業。

V. 独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業

1. 事業の実施体制

中小機構は、第三期中期目標（平成26年2月28日付け財務大臣及び経済産業大臣策定）に基づき、現場重視を第一とし、地域本部をはじめとした広域的な実施体制を整備・活用する。

地方公共団体、地域支援機関等、政府関係機関、NPO等の新たな支援の担い手等とのネットワークを強化し、機構の専門的な知見を活かして、これら関係機関との連携・協働を一層強化する。また、多種多様なこれら関係機関との連携・協働を一層強化することに加え、情報、販路、技術、人材等の経営資源を持つ大企業、技術シーズや知見・ノウハウなどを有する大学、研究機関等の様々な主体との広域的なネットワークを強化する。

2. 事業の概要

平成26年度の事業実施にあたっては、上記の観点を踏まえ、機構が今まで培ってきた支援ノウハウを地域支援機関等に移転するとともに、自らの支援は、

より難度が高く、より専門性の高い助言・支援業務などに重点化する。あわせて、地域支援機関等が行う創業から事業再生、事業引継ぎまでの全国的な支援体制を強化する役割を担う。

なお、具体的な事業の実施については、以下のとおりとする。

(1) イノベーションの推進

①地域支援機関連携強化事業

中小企業・小規模事業者の全国的な支援体制を強化するため、機構の知見とノウハウを結集し、地域支援機関等への施策情報等の提供、支援上の課題への相談・助言、優れた支援事例や支援ノウハウの収集・提供、国の政策課題に対応した支援能力を向上させるための専門家等に対する研修、地域レベル・全国レベルでの地域支援機関等の連携の促進等を行う。

②認定経営革新等支援機関支援協力業務

認定経営革新等支援機関（以下、「認定支援機関」という。）が抱える支援上の課題等に対して、専門家による助言、情報提供のほか必要な協力業務を行う。具体的には、中小機構の各地域本部での専門家等による窓口相談や出張相談のほか、中小機構の多様な支援ツールを活用した支援を行う。

③高度実践型支援人材育成事業

今後、経営支援の担い手として期待される地域金融機関職員や税理士、公認会計士、弁護士、社会保険労務士等の若手専門家等が、実践的な個別企業支援の経験・ノウハウを習得できるよう、経営支援に優れた実績を有する支援機関における職場実習を支援する。

④地域中小企業普及啓発事業

中小企業施策情報、先進的な企業の事例情報等、中小企業・小規模事業者、都道府県や地域支援機関等の支援担当者等にとって必要な情報をワンストップで提供する中小企業ビジネス支援サイト（J-Net21）を運営する。加えて、中小企業・小規模事業者の経営課題解決のための調査研究、支援ノウハウ提供のための調査研究等を行い、得られた事例等の啓発・普及を図る。また、施策浸透フォーラムの開催を通じ、中小企業・小規模事業者に対して支援施策の浸透等を図る。

⑤養成研修事業

中小機構は、中小企業大学校等を活用し、経営課題における解決能力の向上を目指す経営者等や、質の高い助言が行える支援人材を育成するため、以下の研修を実施する。

(ア) 経営者等向け研修

企業経営者や経営幹部等を対象に座学による講義に加え、自社の経営データを持ち寄った経営課題の解決策や製造業における現場改善実習といった実践的な研修を実施する。

特に、経営管理者や後継者等を対象とした他の研修機関では実施が困難な長期研修及び政策要請の高い研修に重点を置く。

(イ) 支援人材向け研修

都道府県や地域支援機関の職員等に対し、中小企業・小規模事業者の経営診断実習や中小企業・小規模事業者の多種多様な事例を活用した演習等に重点をおいた実践的な研修を実施する。

⑥高度化事業

中小企業・小規模事業者が共同して経営基盤の強化や事業環境の改善を図るために組合等を設立して実施する事業や、第三セクター、地方公共団体、商工会等が中小企業・小規模事業者を支援するために実施する事業に対して、事業計画について都道府県及び中小機構が診断・助言を行うとともに、施設整備に必要な資金を都道府県と中小機構が財源を出し合い長期・低利の融資を行う。

また、既に融資を実行した組合、組合員等に対しては、事業目的の達成や財務状況の改善を支援するため、相談、助言、アドバイザー派遣等により、積極的な経営支援を行う。

⑦創業・新事業創出等支援事業等

女性・若者等の創業者及び創業を支援する地域支援機関等に対する相談・助言、支援施策等に関する情報提供等を行う。

中小企業・小規模事業者の新事業活動を効果的・効率的に支援するため、地域支援機関等と緊密な連携を図りながら、地域本部等が、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（異分野連携）に係る事業活動に取り組む中小企業・小規模事業者に対して計画策定から販路開拓まで一貫した支援を行うとともに、ものづくり分野の高度な技術の事業化、広域的な販路開拓や海外展開など高度な専門性を

要する経営課題を抱える中小企業・小規模事業者に対して課題解決に向けた経営支援を行う。

また、中小企業・小規模事業者の販路開拓等を支援するため、首都圏等を中心とした全国規模の商談会等、ビジネスマッチングの場を提供するとともに、新商品等についての市場調査、バイヤー等への情報提供等を行うほか、インターネットを活用した販路開拓支援に取り組む。

さらに、中小企業・小規模事業者の海外展開支援（海外進出、国際取引等）については、海外展開を図る上で生じる経営課題を解決するために有益な情報提供、アドバイス等を実施するほか、地域支援機関や金融機関と連携し、セミナーや個別相談会等を全国で開催する。加えて、海外展開を目指す中小企業・小規模事業者に対して、事業可能性調査（F/S）、国内外の展示会出展支援、Webサイトの活用や海外現地市場ニーズに精通する専門家派遣を通じた海外販路開拓支援等を行うとともに、日本の中小企業・小規模事業者のパートナーとなるような海外企業との商談会等を開催することで、中小企業・小規模事業者の海外展開を後押しする。

⑧インキュベーション事業

新製品・新技術の研究開発や新分野への進出を目指す中小企業・小規模事業者を対象とし、インキュベーション施設の運営を行うとともに、地域支援機関等と連携を図り、インキュベーション・マネージャー等が事業化に向けた支援を実施する。

（２）小規模事業者に焦点を当てた施策の展開

①中心市街地商店街等活性化支援事業

中心市街地活性化の推進に当たり、その中心的な役割を果たすことが期待される中心市街地活性化協議会における課題の検討、ネットワーク化の推進等について、中小機構に設置する中心市街地活性化協議会支援センターを中心とした支援を行う。また、中心市街地活性化協議会等が行う中心市街地における商業活性化の取組を支援するため、中小機構における専門的ノウハウを活用し、商業活性化に関する計画等の診断・サポートを行う。

②中小企業・小規模事業者再生支援事業

各都道府県の商工会議所等に設置されている中小企業再生支援協議会及び事業引継ぎ支援センター（以下、本項において「協議会等」という。）を支援する

ため、中小企業再生支援全国本部（以下、本項において「全国本部」という。）を設置している。

支援に当たっては、協議会等による中小企業・小規模事業者支援の拡大及び質の向上を図るため、全国本部における人員の拡充や協議会等へ支援人材の配置を行うなど支援体制の拡充に係る取組を実施し、協議会等における個別の中小企業再生案件又は事業引継ぎ案件に係るアドバイスや公認会計士等の専門家の派遣等を行うほか、協議会等及び経営改善支援センター（以下、「支援センター」という。）の活動の分析や業務標準化、関係機関等のネットワーク構築等を実施することにより、協議会等をサポートし、地域の中小企業・小規模事業者の再生を総合的に支援する。

また、全国本部において、協議会等と十分協議の上、中小企業・小規模事業者からの相談対応、再生計画策定支援等を行う。

加えて、協議会等に設置した支援センターを通して経営改善計画策定支援事業を実施する。具体的には、中小企業・小規模事業者が自らでは経営改善計画を策定することが難しいケースが多いため、公認会計士や税理士等の支援人材（認定支援機関）が同計画の策定を支援していくことが求められており、当該経営改善計画の策定費用等について、支援センターを通じた費用負担を実施するとともに、支援センターにおける支援人材の確保と支援体制の構築を支援する。

そのほか、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の専門家に対し、再生支援のノウハウ習得のための研修やセミナーを開催するほか、協議会等の業務に携わる者に対する実践的な研修を行う。

（３）消費税引上げに伴う環境整備

・消費税転嫁対策窓口相談等事業

消費税率の二段階にわたる引上げや制度変更の円滑な実施のため、認定経営革新等支援機関が開催する講習会にてテキスト等による周知などを行うとともに、周知のためのフォーラムを開催する。

（４）東日本大震災からの復旧・復興に関する事業

東日本大震災で被災した地域及び中小企業・小規模事業者の本格的な復興の加速と福島への再生に貢献する。具体的には、被災地域において、事業活動再開を希望する複数の中小企業者・小規模事業者が入居する仮設施設の整備や仮設施設の解体・撤去等に係る支援を実施する。

また、被災地域の地方公共団体・地域支援機関や被災中小企業・小規模事業者に対して専門家を派遣し、地域経済の再生、まちづくりに向けた再建計画の策定や中小企業・小規模事業者の事業再建等の支援を行う。

加えて、機構の支援ツールを活用し、被災中小企業・小規模事業者の販路開拓を支援する。

その他、東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者等を対象とする被災県の貸付事業への支援に加えて、二重債務問題への対応に当たっては、債権買取等を行う「産業復興機構」への出資等を通じて、被災中小企業・小規模事業者の支援を行う。